

国労東日本本部 10月30日 第10回出向連絡総会開催



(組合員の購読料は) 組合費に含まれます

モ 交通ビル
国労東日本本部
発行責任者 高野苗実
編集責任者 伊藤隆夫

No. 704 定価 20円
2010年 11月 24日

第3回組織拡大標語
最優秀作品
国労加入で変えよう
職場と労働条件

<http://www.e-nru.com>

携帯用ホームページはこちらのQRコードから



10月30日、国労東日本本部は出向者連絡会第10回総会を東京新橋・交通ビルにて開催しました。

現在、出向者問題はエルダー制度発足後、全系統に亘り拡大しています。こうした中、国労東日本は第10回出向者連絡総会を開催、現在までの出向連運動を再編・強化し、新たなスタートに向けた議案を提起しました。今号は、①出向者連絡会総会報告 ②一括和解後の取り組みと現状の報告としました。

総会に先立ち挨拶した高野委員長は「JR不採用、雇用問題の現状と安全問題」の2点について

出向連絡会での提起(抜粋)

●環境アクセス清掃部門の取り組みとJRバス東北の取り組み

(1) 環境アクセスへの申し入れと同社の文書回答

東日本本部は4月27日「申27号『出向先会社等における諸問題の是正・改善に向けた取扱いについて』」を提出して団体交渉を開催し、問題に対するルール化について一定の見解を引き出すことが出来た。内容は『①出向先会社に当該責任は帰属するとの考え方に変更は無いが、国労とのこれまでの議論経緯等を踏まえ出向先会社等における問題の扱いについては、JR東日本本社としてしっかり責

任を持って対応する。また、そのことについては支社を指導する。②複数支社にわたって事業展開をしている出向先会社における問題の整理については、支社・地方本部もしくは地区本部の扱いとする。』というものであり、今後の取扱いにおいての基軸とすべきものと考えています。

(2) JRバス東北における取り組み

「申31号『ジェイアールバス東北(株)における諸課題の是正・改善について』」を提出し、出向組合員、仙台地本

挨拶。とりわけ、協力会社で相次ぐ労災事故の実態を報告した後に、「出向の問題は職種を問わず拡大されています。今後、労働条件の問題を含めど

「今出ている要求の取り扱いは?」「職場は新任を持って対応する。また、そのことについては支社を指導する。②複数支社にわたって事業展開をしている出向先会社における問題の整理は、本社・東日本本部との扱いとする。③支社内単独で事業展開をする出向先会社における問題の整理については、支社・地方本部もしくは地区本部の扱いとする。』というものであり、今後の取扱いにおいての基軸とすべきものと考えています。

(2) JRバス東北における取り組み

11月25日開催の「地方本部・地区本部業務部長および職協代表者会議」で提起し今後の対応については議論していきます。

- 第24回大会選出 東日本本部委員**
- | | | |
|------------|------------|--|
| 盛岡地方本部・定数2 | 高崎地方本部・定数1 | 東京地方本部・定数9 |
| 菊池要悦、佐々木政志 | 尾臺仁 | 桐山一彦、古沢真一、倉持忠雄、井草茂典、長瀬嘉宏、水越孔智、波能秀幸、中澤和夫、大橋浩明 |
| 秋田地方本部・定数1 | 水戸地方本部・定数1 | |
| 後藤重文 | 出羽正則 | |
| 仙台地方本部・定数2 | 千葉地方本部・定数1 | |
| 大沼元、山田芳夫 | 井村好博 | |
| 新潟地方本部・定数1 | 長野地方本部・定数1 | |
| 斉藤仁司 | 久保田清一 | |

「出向連運動の協働への継承・編入と取り組みの目標」

(1) ①③の一定のルール化が図られたものの、具体的な取り組みがなされなければ運動の前進はあり得ません。出向連については名称も含めて「整理」し、今後は各職協の任務の範疇に出向問題を加えることとし、職協毎に出向者の要求集約を図ることとします。

11月25日開催の「地方本部・地区本部業務部長および職協代表者会議」で提起し今後の対応については議論していきます。

「出向者が団体交渉に入らないと意味と説得力がない。」「出向者の問題で地方交渉を開催したが当該会社との詰めが甘い。」「地方職協との関係など東日本全体の中でどうイメージをするのか?整理を願いたい。」「業務委託、偽装請負の勉強会を!」などの発言を踏まえ、松井書記長が「出向問題は全系統に亘っている。必要性が増している中での今回の再編となった。今後、職協と連携を図り、この間の要求についても練り直したい。今日が新たなスタートであり、交渉と運動をどう創るのかが課題であり、バスの交渉を一つの突破口として、出向者を元気づける取り組みなど膝を詰めながら取り組みたい。」とまとめ、総会の集約としました。

一括和解以降の懸案事項の解決に向けて 和解は新たなたたかいの出発点

**異常な労務政策の
転換を余儀なくさ
れたJR東日本**

2006年11月6日、「配転・出向・バツジ等61事件」の一括和解が中央労働委員会の場で成立し、約20年にわたって紛争状態にあったJR東日本との関係が、一定の節目を迎えるに至った。1987年4月1日に国鉄が「分割・民営化」され、JRが発足する際、国労組織の弱体化を意図し国労組合員に対して徹底した差別・選別が行われた。国労は、大量処分と賃金カットの攻撃の中、差別・選別を許さず、安心して働き続けられる職場をめざして、全国各地の地方労働委員会に救済申し立てを行い、粘り強く反撃を展開してきた。その結果、JR東日本は「一企業一組合」論に基づく異常な労務政策の転換を余儀なくされたのである。

**和解が実感できない
職場の声**

しかし、この和解の成立をもって、国労敵視の労務政策すべてが是正される

たのではなく、職場における差別の是正、公平・公正な人事運用、国労敵視の労務政策の転換に向けた本格的な新たなたたかいの出発点に立ち、差別を根絶するためには更にはたかいを継続しなければならなかったのである。会社に対しては、和解の趣旨・経過及び確認書に基づき、その誠実な履行を求めるとともに、和解内容の趣旨及び内容について、現業機関に至るまで周知徹底を図ることを求めてきた。しかし、和解から4年が経過した今日においても、懸案事項となつて配転問題についても、一部の地方においては改善が図られないまま推移している。逆に、新たな配転が拡大している地方も



**一歩ずつの改善を
積み重ねよう**

東日本本部は、8月18日(19日)に開催した各地方本部書記長会議の後段の「一括和解以降の懸案事項に対する検討会議」で、東日本本部と地方本部が連携をとり、懸案事項の改善を求め、会社に対し名簿の提出を行い、現状認識を求める

こととした。JR東日本の姿勢はこれまでの対応と変わりなく、改善に結びつく具体的な保証は見つからない。しかし、労使双方が文書に調印して、和解が成立したのであり、国労東日本本部としては、確認書に基づいて粘り強く改善を求めて取り組みを進めていかなければならないと考えている。確認書では、組合側は「未だ人事異動が行われていない者については是正に際して、和解協議と平行して労使間協議を行い、和解成立時までに解決を図るよう要望した。」が、会社側は「組合が示した懸案事項について、今後の異動希望という点では認識し、承知している。この件については労使間協議を行う考えはない、と回答した。」というやりとりとどまつている。このやりとりから言えることは、和解の確認事項は必ずしも十分な内容とは言えず、要求を前進させる上では、更なる取り組みの強化が求められているところだ。そうした状況にある中で、長野地本においては8月1日付で長野運輸区から希望する松本運輸区

**配転・昇進
問題に全力で**

もうひとつの懸案事項は昇進・昇格問題である。この問題は、2005年10月31日にJR東日本との間で和解が成立したが、2005年以降合格者数は飛躍的に伸びる一方で依然として試験を受験し続けていても一向に合格できない組合員が存在している。こうした実情をいかに改善させていくのか、組織としての大きな課題となっている。この数年間の取り組みで、主任職

は約500名に達し、助役試験に合格する組合員も増えてきた。こうした流れをさらに広げるために、これまでの受験者を増やす取り組みと合わせて、昇進制度に一定の自動昇格を盛り込ませるなどの制度改正を強く求めていくことはもとより、職場においては、少なくとも全組合員が指導職に合格できるよう、現場長への働きかけや地方本部による交渉窓口を通じての支社への働きかけなど、できる取り組みをすべてやり尽くすことが必要だ。東日本本部としては、職場の声を大切にするとともに、各地方本部との連携を強化しながら、配転、昇進問題等懸案事項の改善にむけて引き続き全力をつくしていきたい。

がん予防・検診から
治療まで、とことん支援!

ご契約は
満80歳まで

健康支援金をプラス!
通院も入院も同額保障に!

がんの保障
21世紀がん保障

新健康応援団MAX
がん・ケガの保障
1000万円

アベニール 株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3F
TEL 03-3437-6810 FAX 03-3437-6822

アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)
東京第三営業本部 第三支社
〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
Tel.03-3344-1899 Fax.03-3344-4036

資料請求いただいたお客様の個人情報の利用目的は、アフラックの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理となります。
詳しくは、パンフレットや「ご契約のおしり・約款」をご覧ください。